大分大学大学院入学者選抜実施規程

令和３年１１月３０日制定
令和３年規程第４１号

（趣旨）
第１条　この規程は，大分大学大学院学則（平成１６年規則第９号）第２８条第２項の規定により，大分大学大学院（以下「本学大学院」という。）の入学者選抜の実施に関し必要な事項を定める。

（選抜方法）
第２条　本学大学院の入学者選抜は，学力検査，面接，書類審査等（以下「大学院入試」という。）により総合して行う。
２　前項の入学者選抜に関し必要な事項は，各研究科が別に定める。

（実施体制）
第３条　本学大学院の入学者選抜を円滑に実施するため，大分大学（以下「本学」という。）に試験実施本部を置き，及び各研究科に試験場本部を置く。
２　大学院入試の実施体制は，次条から第９条まで及び別図のとおりとする。

（実施本部長）
第４条　試験実施本部に，実施本部長を置き，学長をもって充てる。
２　実施本部長は，大学院入試の実施に関する業務を総括する。

（実施副本部長）
第５条　試験実施本部に，実施副本部長を置き，学長が指名する副学長（以下「副学長」という。），アドミッションセンター長及び学生支援部長をもって充てる。
２　実施副本部長は，実施本部長を補佐する。

（実施本部要員）
第６条　試験実施本部に，実施本部要員を置き，実施副本部長のうち副学長が指名する者をもって充てる。
２　実施本部要員は，試験実施本部における大学院入試の実施に関する業務を行う。

（試験場本部長）
第７条　試験場本部に，試験場本部長を置き，当該研究科の研究科長をもって充てる。
２　試験場本部長は，当該試験場における大学院入試の実施に関する業務を総括する。

（試験監督責任者及び試験場事務責任者）

第８条　試験場本部に，試験監督責任者及び試験場事務責任者を置き，当該研究科の試験場本部長が指名する者をもって充てる。
２　試験監督責任者及び試験場事務責任者は，試験場本部長を補佐する。

（試験監督者，試験場本部要員及び連絡員）
第９条　試験場本部に，試験監督者，試験場本部要員及び連絡員を置き，当該研究科の試験場本部長が指名する者をもって充てる。
２　試験監督者，試験場本部要員及び連絡員は，大学院入試の実施に関する業務を行う。

（その他委員会）
第１０条　各研究科は，大学院入試の実施のために必要な場合は，委員会を置くことができる。
２　前項の委員会に関し必要な事項は，各研究科が別に定める。

（事務）
第１１条　本学大学院の入学者選抜に関する事務は，学生支援部入試課において処理する。

（雑則）
第１２条　この規程に定めるもののほか，本学大学院の入学者選抜に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
１　この規程は，令和３年１１月３０日から施行する。
２　国立大学法人大分大学における総務部長及び学生支援部長の業務の取扱いに係る関係規程の整備に関する規程（令和３年規程第１９号）の一部を次のように改正する。
第２条第２項第２６号を第２７号とし，第１９号から第２５号を１号ずつ繰り下げ，第１８号の次に次の１号を加える。
（１９）　大分大学大学院入学者選抜実施規程（令和３年規程第４１号）第５条第１項

附　則（令和５年規程第５１号）
この規程は，令和５年１０月１日から施行する。

別図（第３条関係）

大学院入試実施体制

試験実施本部

- 実施本部長
- 実施副本部長
- 実施副本部長
- 実施副本部長

実施本部要員

教育学研究科試験場本部

- 試験場本部長
- 試験監督責任者
- 試験場事務責任者
- 試験監督者
- 試験場本部要員
- 連絡員

経済学研究科試験場本部

- 試験場本部長
- 試験監督責任者
- 試験場事務責任者
- 試験監督者
- 試験場本部要員
- 連絡員

医学系研究科試験場本部

- 試験場本部長
- 試験監督責任者
- 試験場事務責任者
- 試験監督者
- 試験場本部要員
- 連絡員

工学研究科試験場本部

- 試験場本部長
- 試験監督責任者
- 試験場事務責任者
- 試験監督者
- 試験場本部要員
- 連絡員

福祉健康科学研究科試験場本部

- 試験場本部長
- 試験監督責任者
- 試験場事務責任者
- 試験監督者
- 試験場本部要員
- 連絡員